

行政機関等匿名加工情報提供制度の運用について

1 行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報の提供とは、特定の個人を識別できないよう、かつ、元の個人情報を復元できないように個人情報を加工した「匿名加工情報」を、民間企業や学術研究機関に提供することで、新たな産業の創出、活力ある経済社会の実現に繋げる取組である。

個人情報保護法（以下「法」という。）の改正により、令和5年度から、47都道府県、20政令市で導入が義務付けられ、京都市でも、要綱等を策定し、年度後半から募集を開始する。

2 本市における制度運用

(1) 募集

本制度は、匿名加工情報を事業の用に供しようとする者の提案の募集を、毎年度1回以上、30日以上を定めて行うこととなっている。京都市では10月の募集で準備している。

募集にあたっては広く周知するとともに、京都市が強みとして持つ、**高度な学術研究機関**の集積や**研究開発型企业**の立地にも留意して当該制度の関係者への積極的な情報提供にも努める。

(2) 提案

提案は、募集開始後約1か月間、受け付ける。具体的には、「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を、市の情報公開コーナーへの持参・郵送・信書便によって、又は、電子メールによって提出してもらう。必要な様式は市のHPに掲載する。

以下の欠格要件に該当する者は、提案することができない。

- 未成年者 ○ 心身の故障 ○ 破産手続開始の決定
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終了から2年以内の者
- 匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その日から2年以内の者
- 暴力団関係者 ○ 会社更生法による更正中の会社

(3) 審査

提案について、法第114条第1項に基づき審査するため、京都市内部に、本市職員からなる**選考会議**を設置して合議で評点する。

法第114条第1項

- (1) 欠格要件に該当していないこと
- (2) 匿名加工の対象データが、1,000人分以上であること
- (3) 匿名加工の方法が、個人情報保護委員会の基準に適合していること
- (4) 新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること
- (5) 匿名加工情報の利用期間が利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること
- (6) 匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他の措置が市民の権利利益を保護するために適切なものであること
- (7) 匿名加工情報を作成するに際して、京都市の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること

本市は選考会議の評点を参考に、提案を採択する判断をした時、提案者にその旨を通知する。不採択の判断をした時も、理由を付して提案者にその旨を通知する。

(4) 契約

本市は提案書に基づき手数料を計算し、提案者に金額を知らせる。提案者は手数料を納入し、その後、契約を交わす。提案者に対しては、契約締結の前に、**納品できる加工後データのサンプルを見てもらい**、得られる情報精度について納得の上、制度を利用してもらう。

手数料

事務経費 21,000円 + 職員人件費 1時間当たり 3,950円 + 加工委託料

(5) 加工

本市が保有する個人情報には、「健康・医療・福祉」、「子育て・教育」等、センシティブ情報も含まれ、大規模都市であるため情報量は膨大となる。これらを適切かつ迅速に加工するため、専門技術を有する事業者へ委託を行う。

【参考 加工に係る手法の例】

手法名		説明
削 除		個人情報の記述等を削除する
	項目削除	年齢のデータを全て個人情報から削除
	レコード削除	特定の個人の情報を全て削除
	セル削除	特定の個人の年齢のデータを削除
一般化		記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること 又は数値を四捨五入などして丸める
トップ（ボトム） コーティング		数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめる 【例】年齢 80 歳以上の数値データを「80 歳以上」といったデータにまとめる
マイクロアグリゲーション		構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換える

データ交換（スワップ）	構成する個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替える
誤差（ノイズ）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換える
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となるデータ等に含ませる
k－匿名化	ある人のレコードをk人未満に絞り込めないよう、レコードや属性の削除、置き換えを行う

（6）提供

数字の丸めや語句の置き換え等の匿名加工は、上記のように、専門業者への委託により行うが、加工情報の確認には市職員の目視による確認工程も含める。

（7）状況報告

匿名加工情報の提供状況（採択状況）については、次回の審議会で報告する。

3 規程の整備

仕組みの主要部分は、個人情報保護法第109条から第123条及び同法施行令、同法施行規則で規定されているが、本市の実情にあわせた事務手続きとするため、上記の事務手順を定める「**行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱**」を策定する。

4 令和5年度の想定スケジュール

令和5年 8月	制度要綱の制定、審査体制・評価基準等の確立
令和5年 9月	第1回審議会 実施概要の報告
令和5年 9月	匿名加工情報提供に関する提案募集の公示（広報発表）
令和5年10月	提案募集期間（1か月間）
令和5年11月	提案に係る審査
令和5年12月	提案者との契約（手数料の徴収） 匿名加工処理、検品等 ※ 提案内容（データ分量や複雑さ）により要する時間は異なる
令和6年 2月	匿名加工情報の提供
令和6年度 審議会	応募・提供状況の報告

※ 現時点での想定であって、今後、変更となる可能性がある。